

議案第40号

鶴ヶ島市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年9月1日提出

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

提 案 理 由

職員の育児と仕事の両立を支援するため、育児参加のための休暇の対象期間を拡大したいので、この案を提出するものである。